

障がいのある人を 理解するための ガイドスック

りゅう が さき し けんこう ふくし ぶ

龍ケ崎市健康福祉部

社会福祉課

1	はじめに・・・	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	1ページ	;
	しょう ないよう とくちょう											
2	と 障がいの内容や特徴 し かくしょう											
	(1)視覚 障 <i>がい</i> ・・・ _{ちょうかくしょう}	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	2ページ	•
	(2)聴覚障がい・・ _{したい ふじゆう}	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	5ページ	;
	(3) 肢体不自由 ・・	• •	• •	• •	•		•	• •	•	• •	8ページ	;
	 (4)内部障がい ① 以臓機能障害 ② 腎臓機能障害 ③ ぼうこう・・・直腸機能障 ④ ヒト免疫不全ウイルス(害				••• _{めん} る免				:L\	1 0ページ	•
	**** しょう (5) 知的障がい • •	• •		• •	•		•		•	• •	13ページ	;
	(6) 精神 障 がい • •	• •		• •	•		•		•	• •	15ページ	;
	(7)発達障がい・・・	•	• •	• •	• •		•	• •	•		18ページ	ř
	(8) 高次脳機能障がい・・	•		•		•		•			21ペーシ	ï

3 「障害者虐待防止法、障害者の養護者にたい しょうがい しき はらりつ 対する支援等に関する法律」 ・・・・・・24ページ 対する支援等に関する法律」 ・・・・・・24ページ しょうがい ひと ひと とも あゆ しあわ しまわ はらきけん じょうれい まらすための茨城県づくり条例」 ・・・・・26ページ へたいてき まべつ じれい 5 具体的な差別の事例 ・・・・・・28ページ しょう しゅ ぎゃくたい きべつ かん そうだん きき 6 障がい者虐待・差別に関する相談先 ・・・・・・31ページ

1 はじめに

きんねん しょう しゃ と ま かんきょう ちゃくじつ せいび

近年、障がい者を取り巻く環境は着実に整備されつつありますが、未だに

誤解や偏見により障がいを理由に不利益な扱いを受けたり、日常生活のさま

ざまな場面で不自由を感じている実態があります。

なか いばらきけん しょうがい ひと ひと とも あゆ しあわ くら

このような中、茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らす いばらきけん じょうれい せいてい へいせい ねん がっ ひ せこう

ための茨城県づくり条例」を制定し、平成27年4月1日より施行されています。

じょうれい しょう しゃ たい とくべつ けんり あた しょう

有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指して定められたものです。

こんかい と つう しみん みな しょう

今回取りまとめたこのガイドブックを通じて、市民の皆さんに 障がいおよび

者が必要としている支援などを知っていただき、障がい者を支える意識が社会 せんたい ひろ

全体に広がるひとつのきっかけとなれば幸いです。



2 障がいの内容や特徴



視覚障がいってどんな障がい?

しかく しょう い ひと まった み ひと すこ み ひと

ひとことで視覚障がいと言っても, さまざまな見え方があります。全く見えましてい、文字がぼやけて読めない, 物が半分しか見えない, 望遠鏡を通している。

このようなことから、文字を読むことができても、歩いているときに障害物 かた しょうがいぶつ き ある にぶつかったり、つまづいてしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くこ もじ よ かた とはできても、文字は読めない方もいます。



せっ かた

接し方

せつめい みぎ ぐたいてき

- ◆困っている人を見かけたときは、「お手伝いすることはありますか?」と声 をかけてください。
- ◆誘導をするときは、いきなりからだに触れたりせず、まずどのように誘導し * ゅうどう う かた ひと ちが きほん

たほうがよいか聞いてください。誘導の受け方は人によって違います。基本
でき ゆうどう しゃ まえ た うで かた ある そくど しょう

的には誘導者が前に立ち、腕や肩につかまってもらい、歩く速度は障がい しゃ かた あ

者の方に合わせます。

えき てい の もの とうちゃく の かくにん

◆駅のホームやバス停では、乗り物が到着したら「乗りますか?」と確認をして、 ゅぅょぅ

誘導するようにしてください。

みせ しかく しょう ひと しょうひん せつめい ねだん つた

◆お店では、視覚障がいのある人に商品の説明や値段をわかりやすく伝える はいりょ こうりてき はいりょ

などの配慮をしてください。 (合理的な配慮)

※「合理的な配慮」については30ページ参照

はくじょう しかく しょう しゃ ほこう つか どうぐ じめん つえ せんたん ふ

白杖は視覚障がい者が歩行するときに使う道具です。地面に杖の先端を触

れさせながら歩くことで障害物や段差、路面の変化を知らせてくれるだけで くるま うんてんしゅ じてんしゃ ほこう しゃ しかく しょう しゃ

なく、車の運転手、自転車、歩行者などに視覚障がい者であることを知らせ ちゅうい かんき ちこな

注意喚起を行います。

もうどうけん

【盲導犬について】

もうどうけん しかく しょう しゃ せんどう やく しょう しゃ きけん さっち

盲導犬は視覚障がい者の先導役として、障がい者の危険を察知したりする

にゅうょう ゃくわり にな しこと ちゅう しょくじ っっ そ

ので、むやみに触ったり、食べ物を与えたりしてはいけません。公共施設、

デパート、飲食店などには、盲導犬の受け入れが義務付けられています。

ゆうどう もの お

【誘導ブロックに物を置かないでください】

ゆうどう てんじ こうさ てん いち しめ ゆきさき ゆうどう

誘導ブロック(点字ブロック)は、交差点の位置を示したり、行先を誘導し じゅうよう みち じてんしゃ うえき ぱち ぉ ひじょう きけん

てくれる重要な道しるべです。自転車や植木鉢を置いたりすると非常に危険です

気がついたら、誘導ブロックの外に置きなおしましょう。

しかく しょう しゃ

【視覚障がい者とインターネット】

しかく しょう しゃ じょうほう しゅとく ゆうこう がめん かくだい

視覚障がい者の情報取得にはインターネットが有効です。画面拡大ソフト, がめん おんせい か がめん てんじ か りょう

画面音声化ソフト、画面点字化ソフトなどによってパソコンを利用しますので

視覚障がい者が読みやすいようなホームページ作りが望まれます。具体的には,

写真やイラストなどの画像に説明文をつけるといった配慮が必要です。



聴覚障がいってどんな障がい?

き しょう がいけん はんだん

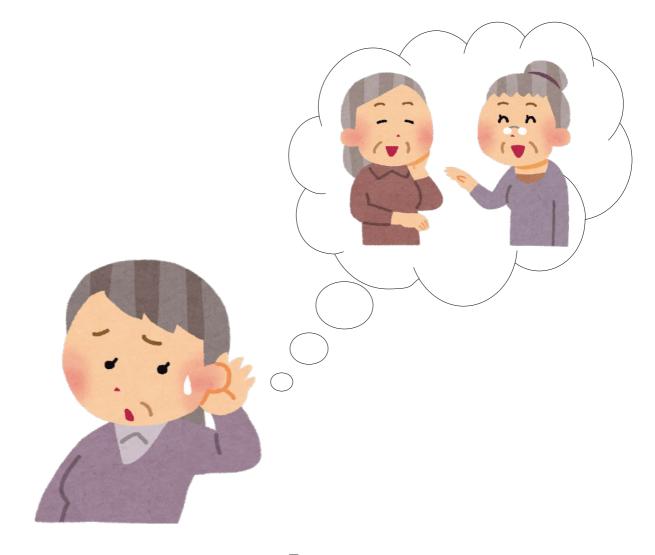
「聞こえない」, 「聞こえにくい」という障がいで, 外見だけでは判断しづらい

ため、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。周りの 状況 を知るため まと じょうほう はい きんきゅう じ じょうほう え じょうほう ぶそく い

の音の情報が入りにくく、 緊急時に情報が得られない情報不足や、 言いたいこ

とを伝えられない、相手の言っていることが聞こえないためコミュニケーショ

ンがとりづらいなど、 障がいの程度や状態によってさまざまな生活の不自由さがあります。



コミュニケーションの方法

みぶ て うご かお ひょうじょう ひょうげん つた

◆身振り・・・手の動きや顔の 表情 を表現して伝えます。

ひつ だん かみ て もじ か つた

◆筆 談・・・紙や手のひらに文字などを書いて伝えます。

くう しょ くうちゅう もじ か つた

◆空 書・・・空中に文字を書いて伝えます。

しゅ わ て ゆび からだ め うご かお ひょうじょう つか は7

◆手 話・・・手の指だけでなく、体、目の動き、顔の 表情 などを使って話 しをするものです。

ゆび もじ おん ゆび かたち もの ひと なまえ

◆指文字・・・50 音を指の形にあらわしたものです。物や人の名前をあらわすっか ときなどに使います。

ほか けいたい でんわ きき つか

◆その他にも携帯電話、FAX、インターネットなどの機器を使ってコミュニケーションをとっています。

しゅわ しょうがいしゃ きほん ほう げんご

※手話は障害者基本法で言語として **でい

規定されています。



しゅわ

【手話ができなくてもできるコニュニケーション】

ちょうかくしょう しゃ こま ばめん いあ しゅれ

聴覚障がい者が困っている場面に居合わせたときには、手話ができなくても

手のひらに書くなどして情報を伝えましょう。

携帯電話に文字を打って見せる方法もあります。



いがい

だれ

ふんいき

【コミュニケーションしやすい雰囲気づくり】

ようし かつよう

ホワイトボードやメモ用紙を活用しましょう。

たが あゆ よ こえ ちょうかくしょう しゃ かぎ

お互いの歩み寄りや声かけ、これは聴覚障がい者に限らず意外に誰でも勇気

さい」と書いて、ホワイトボードやメモ用紙を備えてみましょう。 聴覚に 障がい

のある方と簡単にコミュニケーションをとることができます。



肢体不自由ってどんな障がい?

 したい ふじゆう
 て あし いちぶ ぜんぶ しょ

肢体不自由とは、手や足などのからだの一部、または全部に 障がいがあるこ

とを言います。

しょうじょう げんいん う ひと おとた

症状 や原因もいろいろあり、生まれたときからの人も、大人になってから では びょうき こういしょう ひと きまざま とくに のうせい ひと

事故などでなる人、病気の後遺症でなる人など様々です。特に脳性まひの人は、 ほんにん いし はん てあし うご とくちょう げんご しょう

本人の意思に反して手足が動いてしまうという特徴があります。言語 障 がいが はあい いし でんたつ こんなん ちてき ごかい

身体に 障 がいがある方の多くは、社会生活を送るうえで多くの不便があるた

め、さまざまな面での支援が必要となります。



せっ かた

接し方

こま	すがた	み	こえ	ほんにん	いし	かくにん	てだす

◆困っている姿を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから手助けをお ホッが

願いします。

ほどう じてんしゃ お つうろ もの お くるま

くるま かた はな こし おな めせん はな

◆車いすの方に話しかけるときは、腰をかがめて同じ目線で話すようにしてく ださい。

かいじょしゃ いっしょ かなら ほんにん いし かくにん かいじょしゃ

げんご しょう にちじょう と こんなん ばあい

◆言語 障 がいにより、日常のコミュニケーションを取ることが困難な場合があ ないよう ひと かくにん と りますので、わかりやすい内容で、ゆっくりと一つずつ確認を取りながら せつめい ねが 説明をお願いします。

か もの と はこ ばあい

ごうりてき はいりょ さんしょう

※「合理的な配慮」については30ページ参照

内部障がいってどんな障がい?

ないぶ しょう ないぶ しょう おも

内部障がいとは、からだの内部に障がいがあることで、主に「心臓機能」、 ちょくちょう きのう しょうがい めんえき ふぜん えいち まいちま

「腎臓機能障害」、「ぼうこう・ 直腸 機能障害」、「ヒト免疫不全ウイルス (HI
ぶい めんえき きのう しょうがい ほか かんぞう きのう しょうがい こきゅうき きのう しょうがい しょうちょう

機能障害」があります。

ないぶ しょう しゃ きょうつう なや がいけん しょう

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることがわかり

い状況にあります。

しんぞう きのう しょうがい

① 心臓機能障害

ぜんしん ひつよう けつえき おく やくわり しんぞう きのう びょうき ていっ

不規則になる)してしまう状態です。脈拍を正常に調整するため、胸部やおな いりょう きぐ う こ ひと

かにペースメーカーという医療器具を埋め込んでいる人もいます。

ひとご でんしゃ なか けいたい でんわ しよう いちぶ ご さどう

生じさせる恐れがあり大変危険です。マナーモードではなく必ず電源を切るよ

うにして、人混みは避けて使用してください。

しょうがい

びょうき

じんぞう はたら

ゆうがい

いろいろな病気により腎臓の働きが悪くなり、からだに有害な老廃物や水分 ぶっしつ たいない ちくせき

を排泄できなくなり、不必要な物質が体内に蓄積される状態です。不要物を取り のぞ じんこう とうせき ちりょう ていき てき う ひつよう

除く人口透析治療を定期的に受ける必要があります。

じんこう とうせき

職場では、人口透析のための定期的な通院への理解と

配慮が必要とされます。

ごうりてき はいりょ

(合理的な配慮)



ぼうこう・直腸機能障

にょう

ぼうこう べん

ちょくちょう きのう ていか きのう

そうしつ

尿をためる膀胱や便をためる 直腸 が機能低下または機能を喪失している

はいせつ ぶつ たいがい はいせつ

じんこう こうもん じんこう ぼうこう

状態です。排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人口膀胱をつけている人も

いて、これらの人たちをオストメイトと呼ぶことがあります。

しょくば ふくあつ

ちょうじかん い かんきょう

職場では、腹圧が過度にかかるとかトイレに長時間行けない環境など、職種 ちょうせい ひつよう ばあい りかい はいりょ ひつよう

により調整が必要な場合もありますので,理解と配慮が必要とされます。

(合理的な配慮)

ごうりてき

さんしょう

※「合理的な配慮」については30ページ参照

めんえき ふぜん めんえき きのう しょうがい

4 ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害

めんえき ふぜん

びょうげんたい

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)という病原体により、からだをいろいろな びょうき まも めんえき きのう ていか かんせん しょう ぉ

病気から守る免疫機能が低下し、さまざまな感染症が起こりやすくなったり、

脳や神経の障がいを患ったりします。

そうき はっけん

てきせつ ちりょう おこな

かつどう おく

早期発見による適切な治療を行うことでウイルスの活動を遅らせたり,

症状を軽くすることができます。

へんけん さべつ おお もんだい

かんせん りょく

弱く、一般に普通の生活をおくっている分には感染しません。





知的障がいってどんな障がい?

よ か けいさん ちてき きのう こんなん しゃかい せいかつ

読み書き計算といった知的機能に困難があって、社会生活にうまく適応でき

化によって知的機能が低下したり適応行動ができない場合とは区別されます。

知的障がいのある方の多くは、言葉をうまく使うことができなかったり、も

のごとの理解がゆっくりとしていたりしているので、次のような特徴があります。

とく ちょう

特徵

いちれい

※これらはあくまでも一例です。

ふくざつ かいわ ちゅうしょうてき りかい にがて

- ◆複雑な会話や 抽象的 なことがらを理解することが苦手です。
- ◆読み書き計算が苦手です。

よ か けいさん にがて

かんが じかん じょうきょう はんだん よそう にがて

- ◆考えることに時間がかかったり、 状況 を判断して予想することが苦手です。
- ◆自分の考えや気持ちを伝えるのが苦手です。

せっ かた

接 し 方

ことば め み りかい え しゃしん じつぶつ							
◆言葉だけでなく, 目で見たものは理解しやすいので, 絵や写真など, 実物の	D						
イメージが分かるものを見せて伝えるようにしてください。 はな みじか ぐたいてき はな							
◆話しかけるときはゆっくり穏やかに,短く,具体的に話すようにしてくだ。	さ						
l' _o							
こた き かた							
◆答えやすいような聞き方をするようにしてください。 ***							
例:「どうする?」→「やりたい?,やりたくない?」							
ばあい みまも たいせつ							
◆場合によってはそっと見守ることも大切です。							
とくべつ あつか ねんれい おう せっ かた							
◆特別扱いをせず、年齢に応じた接し方をしてください。							
かいじょしゃ いっしょ かなら ほんにん いし かくにん							
◆介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。							
きんじょ みせ ひと せっきょくてき こえ ねが							
◆近所やお店の人は、積極的に声をかけるようにお願いします。							
はな あ なか はつげん はいりょ							
◆話し合いの中では、発言しやすいように配慮しましょう。							

精神障がいってどんな障がい?

せいしん びょうき

にちじょう せいかつ しゃかい せいかつ

精神の病気のため、日常生活や社会生活がしづらくなることを言います。

びょうじょう しんこく

はんだん のうりょく こうどう

いちじる

病状 が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが 著 しく低下すること

せいしん しょう

なか だいひょうてき

とうごう しっちょうしょう

があります。精神障がいの中で代表的なものは「統合失調症」と「うつ病」です。

ばあい ふくやく ちりょう しょうじょう

精神の病気は、誰でもなりうるものです。多くの場合、服薬治療で 症状 が あんてい かいふく む

安定し回復に向かいますが、治ったようでも 症状 が残ったり、再発したりする

こともあります。

そうきちりょう たいせつ

ごかい へんけん しゅうい

特に精神の病気は早期治療が大切ですが、誤解や偏見が周囲への相談や

精神科受診の障壁になっていることもあります。

せいしん しょう

しぜんたい せっ

精神障がいのある人と接するときには、自然体で接することが望ましいです。 ふようい しった げきれい ぎゃくこうか

不用意な叱咤激励は逆効果になることもあります。

かんが かた そんちょう びょうき ただ

また、個人の価値観や考え方を尊重し、病気を正しく理解することが、精神 しょう しゃ ちいきしゃかい

障がい者が地域社会で暮らしていくための支えとなります。

とうごう しっちょう しょう しょうじょう とくちょう

統合失調症の症状・特徴

とうごう しっちょうしょう たと じっさい こえ おと

げんちょう

統合失調症には、例えば実際にはない声や音が聞こえてくるなどの「幻聴」や ほんにん はんのう

「幻覚」という 症状 があります。本人はそれらに反応し、回りの人からはひとり ほんにん ふあん

でぶつぶつ言っているようにうつりますが、本人はとても不安で、つらい思い をしていることが多いのです。

げんじつてき はんだん もくひょう た

◆現実的な判断や目標が立てにくい

たにん たの ことわ

◆他人に頼めない, 断 れない

しゅうちゅうりょく にんたい りょく ていか

▶集中 力や忍耐力の低下

▶常に緊張し、くつろぐことが苦**手**

しんけい せんさい

◆神経が繊細でストレスに弱い

つか ちょうし めだ

◆疲れやすく調子のムラが目立つ

こりつ

◆孤立しがち、ひきこもりがち

しょうじょう こじんさ

※これらの症状には個人差があります。



うつ病の症状・特徴

びょう こころ ひろう ちくせき きゅうそく みだ つか

うつ病は、「心の疲労が蓄積し、休息のリズムが乱れ、疲れているのに休め ちりょう ちょうき しょうじょう つづ がっこう しごと

ない状態」です。治療をしないと長期にわたり 症状 が続き、学校や仕事だけで にちじょう せいかつ おく

はなく、日常生活を送ることもできなくなってしまいます。

※これらの 症状 には個人差があります。

よく じょうたい

きゅうげき しょくよく ぞうげん

◆抑うつ状態

しこう りょく しゅうちゅうりょく ていか

◆思考力・集中 力の低下

はんぷく しこう

◆死についての反復思考

む かちかん ざいせき かん

◆無価値観や罪責感や絶望感

つか きりょく げんたい

◆疲れやすさや気力の減退

▶急激な食欲の増減

すいみん かた

◆不眠または睡眠過多

きょうみ よろこ そうしつ

◆興味や喜びの喪失

くちかず

◆体の動きがにぶい・口数が減る



その他の主な病気

そうきょくせい そうきょくせいしょうがい びょう

しょうがい

◆てんかん

◆双極性障害(そううつ病) ◆パニック障害

いぞん しょう

か もの やくぶつ とう

きょうはく せい しょうがい

◆依存症(アルコール・ギャンブル・買い物・薬物等) ◆強迫性障害



発達障がいってどんな障がい?

はったつ しょう

じへいしょう

しょうこうぐん

がくしゅうしょうがい えるでぃー

発達 障がいには、自閉症、アスペルガー症候群、学習 障害 (LD), 注意 けっかん たどうせい しょうがい えーでぃー えいちでぃー あらわ しょう

欠陥多動性障害 (AD/HD) などがあり、これらをまとめて表す 障がい名 はったつ しょう はったつ

です。発達障がいは「発達の遅れ」という意味ではなく、「脳機能の発達が関係す はったつ しょう しゅうい

る 障 がい」という意味です。また、発達 障 がいは、周囲にはその特性や困難な じょうきょう ほんにん どりょく ぶそく かた

状況 がわかりにくいため、親の育て方やしつけ、本人の努力不足が原因と思わ げんじょう

れやすい現状にあります。

ごかい へんけん

このような誤解や偏見をなくしていくためには発達障 がいに対する 私たちの りかい

正しい理解が不可欠です。

自閉症

ひと こうりゅう ことば はったつ

人との交流がうまくできなかったり、言葉の発達に遅れが見られます。特定の もの ばしょ つよ しめ とくちょう

物や場所に強いこだわりを示すなどの特徴があります。

2. アスペルガー症候群

じへい しょう どうよう しょうじょう あらわ

ちてき はったつ ことば はったつ

自閉症 と同様の 症状 が 現れますが,知的発達や言葉の発達に遅れはありま せん。

ねん アメリカ せいしん いがく かい しんだん てび ディーエスエム

※2013年に米国精神医学会の診断手引き (DSM -5) が

かいてい じへいしょう

しょうこうぐん

改訂されたことにより、自閉症とアスペルガー症候群 はな とくちょう ゆう ていど こと

は同じ特徴を有するが、その程度が異なるスペクトラ

ム(連続体)であることを意味する「自閉症スペクトラ

ム」として論じられるようになってきています。



がくしゅう しょうがい えるで

3. **学習障害**(LD)

ちてき おく

しかく ちょうかく しょう

き はな

す・書く・計算するといった能力のうち特定のものの習得に困難を示します。

ちゅうい けっかん

たどうせい しょうが

えーでぃー えいちでぃー

4.注意欠陥・多動性障害(AD/HD)

ふちゅうい

たどうせい しょうどうせい

おお とくちょう

きょうしつ

不注意、多動性、衝動性の3つを大きな特徴としています。教室では落ち着
せき すわ じゅぎょう かんけい そと こえ おと き うば こうどう

いて席に座っていられず、授業に関係ない外からの声や音に気を奪われ、行動

に移します。

接し方

ぐたいてき はな

◆わかりやすく具体的に話しましょう。

れい

例:「もうちょっと」→「あと5分」

よてい へんこう ばあい せつめい

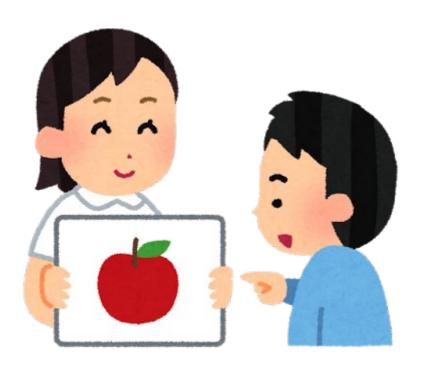
◆予定を変更しなければならない場合には、よく説明しましょう。

え しゃしん じつぶつ わ み つた

◆絵や写真など、実物のイメージが分かるものを見せて伝えましょう。

がくしゅうしょうがい えるでぃー ばあい こんなん おぎな ほうほう いっしょ かんが

◆学習障害(LD)の場合は困難なことを補う方法を一緒に考えましょう。



冨次脳機能障害ってどんな障がい?

こうじ のう きのう しょうがい こうつう じこ とうぶ

のうそっちゅう

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受け そんしょう ぶい おう げんご きおく しこう くうかん

たため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力など のう きのう しょう じょうたい しょうじょう あらわ かた こじんさ

の脳機能に障がいが起きた状態を言います。症状の現れ方に個人差が大きく、 ほんにん

一見しただけでは障がいがあることがわかりにくいため、本人が気づきにくい りかい え むずか とくちょう

こともあり、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。思いがけな ほんにん かぞく びょうき じこ いぜん ちが しょう

い病気や事故による障がいのため、本人や家族にとって以前との違いを理解し ほんにん にちじょうせいかつ たいじん かんけい じかん

受け止めるのに時間がかかります。また、本人は日常生活や対人関係、仕事など こんらん ふあん なか

がうまくいかずに自信をなくし、混乱や不安の中にいることがあります。

しょう なんねん かいふく

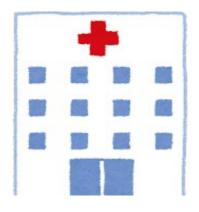
じょうきょう

しょくぎょう せいかつ ちょうせん

障がいは何年もかけてゆっくりと回復し、 状況 によっては 職業 生活に挑戦 それぞれ しょう とくちょう しゅうい

することもできます。人それぞれ 違 う障がいの特徴を周囲が理解し、あせらず

にリハビリが行えるようにサポートする必要があります。



とく ちょう

特徴

いちれい

※これらはあくまでも一例です。

ひと はなし りかい ことば で もじ よ か にがて

◆人の話 を理解しにくい、言葉が出にくい、文字の読み書きが苦手

あたら できごと おぼ

◆新しい出来事を覚えにくい

だんど すす にかて ふくすう どうじ

とは難しい

め み かたがわ くうかん みお

◆目では見えているが、片側の空間を見落としてしまう

かんじょう

◆感情のコントロールがしにくい

き ち しゅうちゅうりょく じぞく にがて

◆気が散りやすく、 集中 力を持続させることが苦手

接し方

ぐたいてき はな ねが

◆ゆっくり、わかりやすく、具体的に話すようにお願いします。

じょうほう か わた え しゃしん ず つか つた わ

◆情報はメモに書いて渡し、絵や写真、図などを使って伝えると分かりやすいです。

なに たの ひと ねが

◆何か頼むときは、一つずつお願いするようにしてください。

ひろう ようす み きぶん てんかん

◆疲労やイライラする様子が見られたら、気分転換してもらいましょう。

しょうがい しゃ ぎゃくたい

ぼうし

しょうがい しゃ たい

障害者に対する 管待の防止.

かん

支援等に関する法律

法律の概要

しょう

しゃ そんげん まも じりつ

しゃかい さんか すいしん

障がい者の尊厳を守り、自立および社会参加を推進するために虐待を防止す そうき はっけん とりくみ くに ちほうこうきょうだんたい こくみん

るとともに、予防と早期発見の取組を国や地方公共団体、国民などに求め、

ようご しゃ かぞく とう

たい しえん そち こう

とう さだ ほうりつ

養護者(家族等)に対する支援措置を講じる等を定めた法律で、平成24年1 がつ しこう

O月に施行されました。

なんびと しょう しゃ ぎゃくたい

むね きてい しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし

何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に

くに ちほうこうきょうだんたい

せきむ きてい ぎゃくたい そうき はっけん じつげん

かかる国・地方公共団体の責務規定、虐待の早期発見を実現するために家庭や しょくば ぎゃくたい はっけん しゃ ほうりつじょう つうほう ぎむ とう きてい

福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等が規定されました。

ようご しゃ かぞく とう しょう しゃぎゃくたい

▶養護者(家族等)による 障 がい者虐待

そうだん しえん きかん ぎゃくたい はっけん しゃ

つうほう う ちょうさ とう

市および相談支援機関は虐待発見者からの通報を受け、調査等による事実 いちじ ほご とう そち

確認、一時保護等の措置を実施します。

しゃ ふくししせつ

じゅうじ しゃとう

▶障 がい者福祉施設の従事者等による 障 がい者虐待

いばらきけん かんとく けんげん とう てきせつ こうし

そち とう こうひょう

ぎゃくたい ぼうし とう

茨城県は、監督権限等の適切な行使や措置等の公表により、虐待防止等の

措置を実施します。

しょう

◆使用者による 障 がい者虐待

ろうどう きょく

かんとく けんげん とう てきせつ こうし そち ひ こうひょう

労働局は、監督権限等の適切な行使や措置等の公表により、

ぎゃくたい ぼうし そち じっし

虐待防止の措置を実施します。

障がい者虐待って?

ぼうこう あた

しんたい てきぎゃくたい

◆身体的虐待

しんたい がいしょう しょう また しょう

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を与えること

せいてき ぎゃくたい

◆性的虐待

こうい また こうい

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

しんり てきぎゃくたい

◆心理的虐待

いちじる ぼうげん また いちじる きょぜつ てき たいおう た いちじる しんり てきがいしょう あた

著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与

える言動を行うこと

ほうき ほうにん

◆放棄・放任(ネグレクト)

すいじゃく いちじる げんしょく また ちょうじかん ほうち た ひつよう かいじょ

衰弱させるような 著 しい減食、又は長時間の放置、その他必要な介助など

を著しく怠ること

けいざいてき ぎゃくたい

◆経済的虐待

ざいさん ふとう しょぶん

財産を不当に処分すること,

た ふとう ざいさんじょう りえき え

その他不当に財産上の利益を得ること



4 障害のある人もない人も共に歩み幸せに 暮らすための茨城県づくり条例

じょうれい

ひと

条例の概要

いばらきけん しょう しゃ たい けんみん じぎょう しゃ りかい ふか しょう しゃ

茨城県では障がい者に対する県民および事業者の理解を深め、障がい者の さべつ じょうれい せいてい へいせい ねん

差別をなくすための取組を推進するため、みだしの条例を制定し平成27年4がつ ひ しこう きほん りねん さた

月1日から施行しています。この条例では差別を解消するための基本理念を定

め、障がいの有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳および

権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み 幸せに

暮らすことができる社会の実現を目指しています。

けんみん じぎょう しゃ やくわり とう

県民・事業者の役割等

しょう しゃ たい さべつ おこな

しょうがい

- ◆ 障 がい者に対する差別を 行 ってはなりません。

 しょう ひと ちいき いちいん かつどう さんか しえん
- ◆障がいのある人が、地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう支援 すること まること まる まる おいまる
- ◆障がいのある人等が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること

さべつ きんし

差別の禁止について

しょう りゆう さべつ た けんり りえき しんがい こうい きんし

◆障がいを理由とした差別、その他の権利利益を侵害する行為を禁止する。

しょう ひと にちじょうせいかつ しゃかい せいかつ いとな しょうへき

るようなことがらを除去できるよう「合理的な配慮」をする。

ごうりてき はいりょ

合理的な配慮とは

しょう ひと しょう ひと おな まわ ひと しょう

◆ 障がいのある人が 障がいのない人と同じことをするとき、 周りの人が 障が

いのある人にあわせて、その 状況 に応じた変更や調整などを、お金や労力

の負担がかかりすぎない範囲で行うこと。

ごうりてき はいりょ じれい

【合理的配慮の事例】

でんしゃ の じこ とう の もの うご

◆バスや電車に乗っているときに事故等で乗り物が動かなくなってしまったと
いま じょうほう ちょうかくしょう ひと ひつだん った

きなどに、今の情報を聴覚障がいの人に筆談などで伝えたりすること。

いし しんだん けっか き さい ちてき しょう しゃ ことば せつめい

◆医師から診断の結果を聞く際に、知的障がい者がわかりやすい言葉で説明してもらうこと。

5 具体的な差別の事例

ぐたいてき

したい しょう

じれい

肢体障がい

みせ はい あと	きんようび こ	くるま	ひと ことわ		l,
◆お店に入った後、	「金曜日は混むの	ので車いす	の人はお断	りします」と	言われた
ふどうさん や くるま	Į,	くるま	むり		んやい
◆不動産屋に車いる	すで行くと,「st		すは無理だか	いら他の不動	産屋に行
ってくれ」と、こ	こちらの話しも聞	かずに断ら	っれた。		
でんしゃ	えきいん	l'	しょう	しゃ	
◆電車のホームで,	駅員が「どこま	で行きます	か?」と障	がい者ではフ	なく,
介助者にだけ話し		しょう			
		障がい			
b		ひ あつか	あぶな	かってき	•
◆アパートを借りよ ^{ことわ}	にうとしたのに ,	火の扱いか	[、] 危ないから	と勝手に決	めつけら
れて断られた。					
ほうりつ もうどうけん に	ゅうてん ことわ	z	世	いま	ことわ
◆法律で盲導犬の <i>〕</i> ^{みせ}	\店を断っては (いけないお原	生にもかかれ	らず、未だり	こ断る
店がある。					
じゅけん さい てんじ	しつもん よ う し と [:]	うあん きぼう	とくべつ?	あつか	ことわ
◆受験の際に点字で	きの質問用紙や答	茶案を希望し	たが、特別	扱いはできれ	ないと断
られた。					
しごと	おんせい よみあ		もんだい	かいしゃ	5
◆仕事をするにあた **		゚ゖ゙ソフトが ^{ゝぅしょく}	あれば問題	ないが、会社	tからそ
のような機器はな	いと言われ、 京	就職 できなが	かった。		

ちょうかく しょう

聴覚障がい

びょういん しんさつ けっか し おも いし ひつだん ねが ことわ せつめい

◆病院で診察結果を知りたいと思い、医師に筆談でお願いしたが断られ、説明 * を聞けなかった。

でんしゃ の きんきゅう ていしゃ おんせい あんない

◆電車に乗っていたところ緊急停車したが、音声での案内しかなくどうして止りゅう こま まったのか理由がわからなくて困った。

しゅうしょく めんせつ こうとう き けっか てき めんせつ う

◆ 就職 の面接が口頭のみでおこなうと決められており、結果的に面接を受ける ことができなかった。

とう もう こ ほんにん かくにん でんわ かくにん

◆カード等の申し込みをしようとしたら、本人確認のための電話確認ができな リゆう ことや いという理由で断られた。



ちてき しょう

かんじ

知的障がい

◆漢字が読めなくてバカにされたことがある。ふりがなもついてなかった。	
えき ていき か いま し えきいん ねが てつだ ◆駅で定期を買うのに、今はよく知っている駅員さんにお願いして手伝っても	
らうが最初はめんどくさそうな顔をされたり, 「自分でできないの?」と言れれた。	ł.
せんきょ こうほう わ せんきょ ないよう わ ◆選挙広報が分かりにくく、選挙の内容が分からない。	
精神障がい	
しょくば かね こと たいしょく ぉ こ ◆職場で「お金をもらっているんだから!」のひと言で退職に追い込まれる。	
♥精神障がい者だと言うと、急に冷たい態度になり、人の見る目が変わる。	
#いしん しょう しゃ い ふどうさん ゃ いえ か	
ゕモヾ ซょぅ ね で いるばかりなら出ていってくれ」と言われ	ħ
た。精神障がいは病気であると言っても分かってもらえない。	

しょう しゃ ぎゃくたい さべつ かん そうだん さき

6 障がい者虐待・差別に関する相談先

けん そうだん まどぐち

県の相談窓口

いばらきけん しょうがいしゃ けんり ようご

茨城県障害者権利擁護センター

TEL029-353-8663

みとし せんば ちょう ばんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん 水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 【 受付 時間】 月曜 ~ 金曜 (祝日 , 年末 年始を除く)9:00~16:00

しょうがいしゃ さべつ そうだんしつ

障害者差別相談室

TEL029-246-6049

みとし せんぱ ちょう ぱんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん 水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

FAX029-246-6048

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 【受付時間】月曜~金曜 (祝日, 年末年始を除く)9:00~16:00

しょうがいしゃ そうだんしつ

障害者なんでも相談室

TEL029-246-6049

みとし せんば ちょう ばんち いばらきけんそうごう ふくし かいかん 水戸市千波 町 1918 番地 茨城県総合福祉会館

FAX029-246-6048

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 【 受付 時間】 月曜 ~ 金曜 (祝日 , 年末 年始を除く) 9:00~16:30

し そうだん まどぐち しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし

市の相談窓口(障がい者虐待防止センター)

りゅう が さき し けんこう ふくし ぶ しゃかい ふくし か

龍ケ崎市健康福祉部社会福祉課

TEL0297-64-1111

りゅう が さき し ばんち りゅう が さき しゃくしょ 龍 ケ崎市3710番地 龍 ケ崎市役所

FAX0297-64-7008

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 【 受付 時間】 月曜 ~ 金曜 (祝日 , 年末 年始を除く)8:30~17:15

相談支援機関

ちいき かつどう しえん

◆地域活動支援センター(いなしきハートフルセンター)TEL0297-87-0055

いなしき し かみ ねもと ばんち 稲敷市上根本3551番地

FAX0297-87-0023

うけつけじかん げつよう きんよう ねんまつねんし のぞ

【受付時間】月曜~金曜(年末年始を除く)10:00~17:00

りゅう が さき ちいき かつどう しえん

◆ 龍 ケ崎地域活動支援センター(ゆうあいワークイン)

TEL0297-64-1335

りゅう が さき し かわ らしろ まち 龍 ケ崎市川原代町2422番地10

FAX0297-64-1335

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ

【受付時間】月曜~金曜 (祝日 年末年始を除く)9:00~16:00

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ

◆計画相談支援事業所 あすか

TEL0297-85-2339

りゅう が さき し まつ ば ちょうめ ばんち 龍 ケ崎市松葉3丁目12番地2

FAX0297-60-8288

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ

【受付時間】月曜~金曜 (祝日 , 年末年始を除く) 8:30~17:30

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ いけだ びょういん

◆計画相談支援事業所 池田病院

TEL0297-64-1152

りゅう が さき し かいはらつかまち 龍ケ崎市貝原塚町3690番地2

FAX0297-64-1151

うけつけじかん げつよう どよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ

【受付時間】月曜~土曜 (祝日 , 年末年始を除く) 9:00~16:30

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ そう

◆計画相談支援事業所 創

TEL0297-65-0500

りゅう が さき し こどおりこう や まち ばんち

龍 ケ崎市小通幸谷町176番地1パルスグランレジオ205

FAX0297-65-0500

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ

【受付時間】月曜 ~ 金曜 (祝日 , 年末年始を除く) 9:00~17:00

けいかく そうだん しえん じぎょうしょ りゅう が さき し しゃかい ふくし きょうぎかい

◆計画相談支援事業所 龍 ケ崎市社会福祉協議会 ばんち

TEL0297-62-5851

FAX0297-62-7789

龍 ケ崎市川原代町5014番地

りゅう が さき し かわ らしろ まち

うけつけじかん げつよう きんよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 【受付時間】月曜~金曜 (祝日 , 年末年始を除く) 8:30~17:15



〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710 龍ケ崎市健康福祉部 社会福祉課障がい者支援グループ TEL:0297-64-1111(内線269・274)

FAX:0297-64-7008

